



台風18号の被災地支援（住民移送）のため、 港湾業務艇「まつかぜ」を運航しました！

平成25年9月30日（月）から10月4日（金）の間、小川漁港と世久見漁港間において、当事務所所有の港湾業務艇「まつかぜ」*が被災地支援を行いました。

今回の支援は、9月15日から16日にかけて来襲した台風18号により、土砂崩れが発生し、幹線道路が不通となった被災地・福井県若狭町の常神半島の住民支援として、福井県からの「まつかぜ」運航要請を受けて実施したものです。

福井県は、幹線道路の復旧には約1ヶ月かかる見通しであることから、18日から県所有の船舶等による住民移送を1日3往復（20日から4往復）運航していました。しかし、県所有の船舶等による輸送体制では、利用住民が増える朝・夕の通勤・通学時間帯で定員を上回ることが想定されたため、福井県から当事務所に対し「まつかぜ」を利用したい旨の要請があったものです。福井県との調整の結果、「まつかぜ」は午前1回（午前7時5分小川漁港発）と午後1回（午後5時世久見漁港発）の1日2便を運航し、合計7便（悪天候のため延べ3便欠航）で130人（大人114人、子供13人、乳児3人）が乗船しました。

現地では、乗船された住民の方々から「ありがとう、助かります」などの声をかけてもらいました。

当事務所では、「まつかぜ」を被災地支援として使用した初めての事例でしたが、無事に住民を移送することができ、地域住民の移動の足として役に立てたものと考えています。



* 港湾業務艇「まつかぜ」は港湾工事の監督や港湾施設の点検等を行うための船舶です。



港湾業務艇「まつかぜ」



「まつかぜ」の乗船待ちをする住民の方々